

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月五日開催の総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

愛知県豊川市末広通二丁目二八番地

レインボー桜ヶ丘管理組合法人

清算人 鈴木 和功

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年三月二日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

京都府舞鶴市千歳八九六一番地

清算法人舞鶴市西大浦土地改良区

代表清算人 南 忠嗣

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

宮崎県宮崎市田野町乙一〇八四三番地三

農事組合法人鷺瀬原茶業組合

清算人 田中 宏史

解散公告（第二回）

当公社は、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

埼玉県蓮田市大字黒浜二七九九番地一

蓮田市土地開発公社

代表清算人 山口 京子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月二十七日責任役員会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

愛知県犬山市大字羽黒新田字中屋敷一七番地

宗教法人阿彌陀寺

清算人 林 禪

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十五日沖縄県豊見城市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十二日

沖縄県豊見城市字与根五〇番地二二三

ルーツ・メディカルビル三一五

豊見城市与根西部土地地区画整理組合

代表清算人 上原 勉

第五十八期決算公告

令和七年十二月三十一日現在
貸借対照表の要旨 (単位：円)

資産の部

流動資産

固定資産

合計

負債及び純資産の部

流動負債

固定負債

株主資本

資本金

利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

(当期純利益)

合計

令和八年五月十二日

埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一

日本メクマン株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市藤沢町大籠字上野四三番地二、最後の住所岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏五五番地特別養護老人ホーム光栄荘

被相続人 亡 千早かきは

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年五月十二日

岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏三二番地

相続財産清算人 司法書士 首藤 清史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市津軽石第四地割二四番地、

最後の住所岩手県宮古市鴨崎町四番二六号

被相続人 亡 盛合 英充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年五月十二日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル

二階 三陸うみねこ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉水 和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前一五

番地、最後の住所福島県会津若松市柳原町二

丁目五番二九号 被相続人 亡 菅野 隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年五月十二日

仙台市青葉区木町通一丁目一番一一一〇

二号 相続財産清算人 司法書士 泉井 愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市下石上六番地、最後の住

所本籍に同じ 被相続人 亡 印南 好男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年五月十二日

栃木県那須塩原市方京一丁目一六番地五

弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 戸野 俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字寺竹七六四番地、最後

の住所埼玉県入間市大字寺竹七六四番地一

被相続人 亡 坂本 幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年五月十二日

埼玉県所沢市寿町三番四号埼玉さくら法律

事務所 相続財産清算人 弁護士 羽賀 裕之

第19期決算公告

2026年3月31日

東京都港区港南二丁目15番3号

品川インターシティC棟

株式会社ナリタコスゲ・オペレーションズ

代表取締役 荒木 潤一

貸借対照表の要旨 (2025年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,146,637	流動負債	722,323
固定資産	56,484	賞与引当金	75,794
		賞与引当金	646,529
		固定負債	300,407
		株主資本	180,391
		資本金	3,000
		本剰余金	140,598
		利益剰余金	140,598
		利益剰余金	36,793
		その他利益剰余金	36,793
		(うち当期純利益)	(27,086)
資産合計	1,203,121	負債・純資産合計	1,203,121